

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

～就学援助（新入学学用品費）の入学前支給ができます～

呉市では、小・中学校又は義務教育学校に就学するお子様が、楽しく安心して学校生活を送れるよう、経済的に困りのご家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。

なお、特別支援学級に入級されている方も申請できます。



1 援助を受けられる世帯

- (1) 呉市に住所があり、小・中学校又は義務教育学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (2) 令和5年4月に入学を予定する児童・生徒の保護者
- (3) (1)又は(2)であって、次のいずれかに該当する世帯

区分	申請理由	証明書類
1	生活保護を受けている	必要ありません
2	生活保護が停止又は廃止になった	必要ありません
3	市民税が減免された（世帯全員）	市県民税賦課決定通知書の写し（世帯全員分）
4	個人事業税が減免された	個人事業税減免決定通知書の写し
5	固定資産税が減免された	固定資産税賦課決定通知書の写し
6	国民年金保険料が免除された（世帯全員）	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し（世帯全員分）
7	国民健康保険料が減免、徴収猶予された（世帯全員）	国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書の写し（世帯全員分）
8	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
9	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し（令和5年度のもの）
10	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証の写し ※雇用保険受給者以外の世帯員については、所得等の審査を行うため所得・課税証明書（最新年度のもの）
11	経済的に困っている（市民税非課税を含む）	所得・課税証明書 ※最新年度のものを世帯全員分（高校生以下・所得のない学生を除く）

◎世帯とは、住民票が別であっても、同じ住所地に住んでいる方（同居人）を含みます。また、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合も同様です。

◎証明書類による審査は、申請時とは別に年に1回行います。

◎申請理由に該当しなくなった場合は、支給済みの就学援助費のうち、該当しなくなった日以降の就学援助費を返還していただきます。

＜申請理由11の認定基準の目安額＞

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
世帯員全員の所得 (年間総収入)	約200万円 (約300万円)	約250万円 (約360万円)	約300万円 (約430万円)	約350万円 (約500万円)	約400万円 (約550万円)	約450万円 (約620万円)

◎おおまかな目安です。世帯の年齢構成等によって異なります。持ち家の場合、世帯員全員の所得が10～40万円程度下がります。なお、認定となるか否かについての問い合わせには対応しておりません。

2 申請の方法

(1) 申請書の提出

就学援助を希望する方は、「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、振込先の通帳の写しと該当する申請理由の証明書類を添えて、お子様が在籍（入学）する学校へ提出してください。

現在就学援助を受けている方も、毎年度の申請が必要です。

「就学援助費受給申請書」は、**学校又は呉市教育委員会学校教育課にあります。**

呉市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/64/r5-syugakuenjo1.html>



(2) 申請書の受付期間

- ◆ 新入生（入学前支給を希望する方） **令和5年1月10日（火）～1月27日（金）**
- ◆ 在校生 **令和5年2月1日（水）～2月22日（水）**

◎指定学校を変更する予定のある方は、指定学校変更許可後に申請してください。なお、上記期間以降に申請した場合、新入生の新入学学用品費の支給（4月認定のみ）は入学後となります。

◎市外へ転出し、転出先の学校へ入学予定の方は、転出後に住所地の教育委員会で申請してください。

◎上記の締切以降も申請は随時受け付けていますが、4月認定となる方は、**4月14日（金）**までに申請し、認定された方に限ります。

◎年度途中で認定となる場合は、申請された時期が月初め～15日までは申請月から、16日～月末までは翌月からの支給となります。

3 認定の通知

4月14日（金）までに申請し、認定された方は、4月末までに、学校を通じて認定通知書を送付します。年度途中で申請された方は、認定後、随時送付いたします。

4 主な援助の内容 ※内容、金額は変更する場合があります。

費目	小学校		中学校		備考
① 新入学学用品費	1年	54,060円	1年	60,000円	4月認定のみ支給
② 学用品費等	1年	13,230円	1年	25,040円	年度途中の認定の場合は、月割りで支給
	2～6年	15,500円	2～3年	27,310円	
③ 校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費（限度額3,690円）		実費（限度額6,210円）		実施後、翌月以降に支給
④ 修学旅行費	実費（限度額29,500円）		実費（限度額59,500円）		実施後、翌月以降に支給
⑤ 学校病医療費	全額		全額		
⑥ 学校給食費	全額		全額		

◎新入学学用品費の入学前支給は、令和5年3月17日（金）の予定です。なお、令和5年4月1日時点で認定要件を満たしていない場合は、返還していただきます。

◎給食費、医療費を除き、原則保護者の指定した口座へ振り込みます。

◎学用品費等は、年4回（5月、8月、11月、2月）に分けて支給します。

◎学校病医療費は、中耳炎やう歯（虫歯）など支給対象となる病気が限定されています。

◎生活保護を受給している方は、費目④、⑤が支給対象です。

◎呉市立以外の学校に在籍（入学）する児童・生徒は費目①～④が支給対象です。



《問い合わせ先》

ご不明な点は、お子様が在学する学校又は呉市教育委員会学校教育課にご連絡ください。

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所8階 呉市教育委員会学校教育課 ☎0823-25-3568